

里見孝枝議員

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について

障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して生み育てることが出来る社会を目指す為に、この度、たんの吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な子どもと、その家族を支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月11日に可決され、医療的ケア児の日常生活に国と自治体が適切な支援を行うことを、これまでの「努力義務」から「責務」としたことが特徴であり、9月18日より施行となります。

近年、医療的ケア児は増加傾向にあり、医療技術の進歩により、1,000グラム未満の超低出生体重児など従来は救命が難しかった多くの乳児を救えるようになったことが背景にあります。厚生労働省の推計では、19歳以下の在宅の医療的ケア児は2019年に2万人を超え、過去10年でほぼ2倍に増えています。

2016年に改正児童福祉法が成立した事で初めて法律上に「医療的ケア児」が規定され、ようやく地域で医療的ケア児への認識が深まり、自治体に適切な支援が努力義務とされるなど支援体制が拡充されてきました。またそれを受け、本市においても2018年に居宅訪問型児童発達支援事業が開始され、就学前支援を充実されています。

医療的ケア児と言っても寝たきりの子から動き回れる子までさまざまです。

個々によってケアも変わり、在宅で医療的ケア児を世話する家族の負担は想像以上に重く、特に動ける子の場合は大変で、自分で人工呼吸器を外してしまうリスクなどもあり、常に目が離せません。何かあれば、我が子が重篤な状態になるのではないかと、主にケアを担う母親は、日中ほとんどトイレにも行けず、ご飯も食べられない状況で、睡眠不足で疲弊しているとの状況もあるとお伺いしています。

また集団生活ができる状態であっても、医療的ケア児を保育所や放課後等デイサービスなどに預ける場合、看護師の配置など手厚い体制が必要なためにスムーズに行かずに断念するケースや、小中学校などへの通学が認められても保護者の付き添いを求められるケースが多く、保護者の負担が大きい事で保育施設などに通うことを諦める事や、ケアの負担が集中しがちな母親が離職せざるを得なくなるケースも少なくない現状となっております。

この度の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児の居住地に関係なく、等しく適切な支援をする事を国や自治体の責務と明記されており、保育・教育体制の拡充や、ケアを担う人材の確保を求めています。また、保育施設や学校の設置者には、適切な支援を行えるよう、看護師の配置などの必要な措置を取ることも求められております。また、都道府県は家族の相談に応じ情報提供や助言をする

「医療的ケア児支援センター」を設置する事となっています。

そこでお聞き致します。本市として医療的ケア児支援法の国の動向と同支援法の施行をふまえて、今後の方向性をお示し下さい。

また、当事者家族に十分な情報提供がなされ、地域の就学前施設や学校に通う選択を個々のご家庭で判断出来るような情報提供や啓発が必要と考えますが、市教育委員会のお考えをお聞かせください。

障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくり

障がいのある人に対する広報・啓発等の推進について、障害者基本計画（第4次）では、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように国民の理解促進に努めること、また、障害者基本計画の実施を通して実現を目指す「共生社会」の理念や、いわゆる「社会モデル」の考え方について、必要な広報・啓発を推進することと示されています。

また、毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と意義付け、「すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めること」を目的として国全体で啓発活動が実施されております。

障害者週間では、全国の小中学校等から障がいのある人とのふれあい体験を綴った体験作文や障害者週間のポスターの募集や障害者関係団体等が連携してセミナーなどを実施されております。

また、障害者週間だけでなく、障がいのある人への理解を深めるための広報啓発活動として9月1日から30日までの障害者雇用支援月間や世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの発達障害啓発週間があり、全国の地方公共団体や関係団体等による啓発活動が様々実施されております。

また、障がい者や高齢者らのスムーズな移動を可能にするための改正バリアフリー法が今年度から全面施行されました。ハード面と共にソフト面の対策が強化され、「ユニバーサルデザイン 2020

行動計画」によるとソフト面にあたる「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととして、「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイントが示されております。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

(3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

と、されています。

本年6月に山陽電気鉄道株式会社（山陽電車）は「障害からくる色々な行動に対し、ご理解を深めていただくこと」をテーマに山陽電車・山陽バスの車内及び、山陽電車49駅全てに新たな啓発ポスターを掲示されました。そのポスターはバリアフリー対策として、ハード面の整備とともにソフト面において「心のバリアフリー」地域、駅、列車をつなぐハートフル活動の一環として障がい者の家族会、公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会・明石地区手をつなぐ育成会の方々と共に啓発ポスターを作成されておられます。

こちらのポスターには、障害からくる色々な行動を絵と文字で伝わりやすく、あらわしています。テーマ「障害からくる色々な行動があります。私のことを知ってください。」と大きく明記され、イラストと共に、車両内で起こる5つの場面での障がいの特性を簡潔に説明するものとなっています。ご紹介させていただきます。

1. おおごえ 不安などで、聴覚が過敏になって、耳をふさいだり、自分の声で落ち着こうとしていることもあります。
2. うろうろ 不安で飛び跳ねたり、気持ちが落ち着かないとき、歩き回って平静を保とうとすることもあります。
3. いつもの場所 気に入った場所だと安心します。
4. ぶつぶつ 嬉しくて独り言で趣味の世界を楽しんだり、出来事をくりかえし思い浮かべ、気持ちの整理をしていることもあります。
5. あつめる コレクションのようにチラシ等を集めることにこだわる人もいます。

この様に、こちらの啓発ポスターは絵と言葉による啓発によって、障がい特性から起こる行動をより多くの方に認識して頂く事が出来、「心のバリアフリー」が広がる啓発ポスターとなっております。

長引くコロナ感染症対策により、外見だけでは障がいの有無が判断しづらい内部障がいの方や知的・発達障がいのある方々は自らの事をうまく伝える事や表現する事さえ難しく、多くの生きづらさを感じ、配慮を求めています。

そこで、本市においても障がいのある人への理解が深まり、「心のバリアフリー」となる新たな周知啓発を障害者週間に向け、取り組んで頂きたいと思いますが、ご見解をお示し下さい。

改正障害者差別解消法について

本年5月改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が可決成立いたしました。これまで合理的配慮の義務付けが国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていました。今回の改正によって、今後は義務として配慮・提供が求められることとなります。しかしながら、今回の法改正を巡り、「中小企業は経営が厳しくバリアフリー設備の充実が厳しい」「店と障がい者の間でトラブルが増えないか」との意見もあり、国は準備に時間が必要とし、施行日を公布から3年を超えない範囲内としています。

そこで、本市においても改正障害者差別解消法をふまえて合理的配慮に対する周知啓発をされていかれると思いますが、現在は合理的配慮に対するどのような相談があり、どのような対応をされているのでしょうか。また、改正障害者差別解消法の施行までの期間に、本市として市民・事業者に対し、どのような周知啓発をされるのか、お示し下さい。

防災・減災について

1、女性の視点を生かした防災・減災について

①防災会議の女性委員の割合について

2011年の東日本大震災以降、防災や復興に関する政策・方針の決定過程に女性の視点が生かされるよう、女性の参画が増えております。地域の実情に即した災害対策全般の基本的な計画「地域防災計画」を作成する地方防災会議には震災10年を経て、この委員に多くの女性が登用されています。都道府県防災会議における女性委員の割合を見ますと、震災が起きた2011年の3.6%から2020年の16.1%へ、4倍に上昇しており、2011年時点で全国に女性委員のいない12の同会議は2013年以降ゼロとなっています。

都道府県別に見ると、徳島県が46.9%と高く、2020年時点で実に委員総数81人のうち38人が女性。同県の場合、県職員から任命される委員12人のうち11人、自主防災組織や学識経験者から任命される委員21人についても全員が女性で、女性割合を大きく押し上げています。一方、市区町村防災会議は、2014年の7.1%から2020年には8.8%に増加しています。

先日、公明党女性委員会として内閣府男女共同参画局の担当者より頂いたご説明では、東京大学社会科学研究所の「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」では、女性委員の割合が10%台と、女性委員ゼロの市区町村では、常時備蓄している品目に差があるとして、10%台の市区町村で備蓄率が高かったのは、ブルーシート、間仕切り、洋式および簡易トイレ、生理用品、育児用品、成人用おむつ、介護食、アレルギー対応食だったとあります。備蓄品などは地域防災計画で定めることから女性登用の効果について「男性が見落としがちなニーズや必要な

対策に対応できるようになる」とお伺いしたところです。

そこで伊丹市地域防災計画を拝見すると女性委員は40人中4人で10%の登用となっております。10%台ではあるものの、第5次男女共同参画基本計画では、都道府県防災会議の委員に占める割合を2025年までに3割にすることを目標とし、市町村防災会議の割合を早期に15%、2025年までに3割にすることを目標としています。

被災者への物資提供や避難所運営に女性の視点が活かされ女性や子ども高齢者等全ての方が困難を抱える事の無い様に、本市として市町村防災会議の女性登用に引き続き力を入れて頂きたいと思いますが、本市のご見解をお示し下さい。

②女性の視点を生かした地域防災計画について

また、令和2年5月に修正された「防災基本計画」には、地方公共団体は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当者が災害対応について庁舎内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの割合について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確にしておくよう努めるものとする」とあります。

また、東京大学社会科学研究所の同調査によると、地域防災計画に防災・危機管理部局と男女共同参画部局との「連携あり」の有無で「連携あり」の場合、避難所運営に関する指針等に「プライバシーの確保」「妊産婦・乳幼児を持つ女性への支援」「LGBTへの配慮」に関する事実の比率が高く、災害対応が変わることが明記されております。

まさしく、女性の視点が活かされる事が避難所対応（男女別の物資の聞き取りや性暴力防止・相談窓口の周知等）や避難所の環境改善に繋がると考えます。

そこで、防災基本計画に「地域防災計画において、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確にしておくよう努めるものとする。」とありますが、本市の現状と今後の課題等をお聞かせください。

③災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークについて

災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークとは全国300あまりある男女共同参画センター等との共助の取り組みであり、大規模災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークをいいます。2015年に全国女性会館協議会が構築した仕組みであり、この仕組みのひとつである情報交換できるHPを利用することで男女共同参画センターが平時の男女共同参画

事業で培った専門性を発揮し、見過ごされがちな女性の視点での支援（物資、人、情報等の調達・提供）などの役割を果たすことが可能になるネットワークであります。本市の男女共同参画センターが7月に加入したとお聞きしております。

そこでお伺いいたします。本市において、災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークの平時と災害時の活用方法をお聞かせください。

2、個別避難計画について

近年頻発する豪雨災害において、内閣府の資料によりますと平成30年7月の豪雨災害では愛媛県・岡山県・広島県の死者のうち60歳以上の死者の割合は約70%。また、令和元年台風第19号では全体の死者のうち65歳以上の割合は約65%。そして、令和2年7月豪雨では全体の死者数のうち65歳以上の割合は約79%と、いずれも高齢者に被害が集中しています。

現在、避難行動要支援者に対する支援は、平成25年の災害対策基本法の改正により市町村に対して義務付けられており、高齢者・障がい者等、要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を必要とする方に対して避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられております。

今年5月に施行された改正災害対策基本法では、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者ら災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市区町村の努力義務とされました。

国で見ますと、対象者全員の計画を作成済みの市区町村は1割程度にとどまっているとの事ですが、兵庫県では防災と福祉の連携促進モデル事業として、平成30年度より実施されております。

本市と致しましても、避難支援プランを作成し、地域の皆様との共助の取り組みで平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援にするため、ご尽力頂いているところです。しかしながら、更なる避難支援プランの作成へと繋がる様、周知啓発への工夫も必要と考えます。

そこでお聞きいたします。防災と福祉の連携促進モデル事業として行われております、避難支援プランの現状と今後の取り組みをお示し下さい。

学校教育部長早崎潤

私からは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」いわゆる「医療的ケア児支援法」に関する2点のご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、「医療的ケア児支援法」は令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日から施行されました。本法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としており

ます。そのため、これまで「努力義務」とされていた国、地方公共団体等の医療的ケア児及びその家族に対する支援が「責務」となりました。

これまでも、国においては、平成31年3月20日付け文部科学省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」において、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理されました。この中で、教育委員会における管理体制の在り方が記され、学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、医療的ケア運営協議会を設置することや、各学校が個々の医療的ケア児の状態に応じて、その安全性を考慮しながら対応の在り方を検討することができるようガイドライン等を策定することなどが示されました。

そこで、「今後の方向性」についてですが、市教育委員会においては、本通知及び県教育委員会策定のガイドラインに基づき、令和2年度から、伊丹市特別支援教育審議会に医療的ケアガイドライン策定に係る部会を設置し、すでに協議を重ねているところです。さらに、小・中学校での医療的ケア児の受け入れに備え、同じく令和2年度から、医療的ケア児が在籍している伊丹特別支援学校のガイドライン等を参考にしながら、総括的な管理体制を整備していくための協議を行ってまいりました。

また、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことにより、小・中学校における管理体制だけでなく、就学前施設や、放課後児童クラブ等も含めた体制の整備が必要となったため、今年度からはガイドライン策定に係る部会の他に、市教育委員会事務局の関係課と連携し、教育委員会としての体制づくりに取り組んでいるところです。

次に、「当事者家族への情報提供や啓発が必要と考えるが、市教育委員会の考えは？」についてですが、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である、との提言がなされました。また、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を行うことが原則となりました。

これまでも本市教育委員会においては、「伊丹市の特別支援教育にかかる就学先の決定について」（保護者向け説明資料）を作成し、保護者に対し情報提供を行ったり、個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」の作成及び活用を推進したりするなど、早期からの教育相談・支援と一貫した支援の仕組みづくりに取り組んできました。

さらに今年度は、「医療的ケア児支援法」成立を受け、保護者及び就学前施設によって作成される

就学教育相談票に医療的ケア実施の有無について確認する欄を新たに設けました。それにより、特別な支援を要する子どものうち、日常的に医療的ケアが必要な子どもを把握するとともに、当事者家族に対しての情報提供及び啓発にもつながるものと考えております。

今後も市全体の医療的ケアが必要な子どもの実態把握につとめるとともに、関係部局とも連携しながら、引き続き、医療的ケア児への適切な支援方法等について協議を重ねる中で、医療的ケア児及びその家族にとって、安心・安全な学校となるよう、体制の構築を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

福祉事務所長松尾勝浩

私からは障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくりに関するご質問にお答えいたします。

まず、「障害者週間に向けた新たな周知啓発の取組への見解について」のご質問でございますが、障害者週間におきましては、広報伊丹に障がい者理解に向けての記事の掲載による啓発を実施しているところです。例えば令和元年度の特集記事では、合理的配慮や障害者虐待防止などに関する内容を重点に取り上げ、障害者週間の周知と併せて啓発を実施いたしました。

コロナ禍で新しい生活様式が求められる中、例えばマスクの着用が聴覚障害者にとっては表情や口の動きが読み取れず、コミュニケーションの障壁になる、など新たな課題も生まれています。障がいを持つ人が抱える困難や痛みを想像し、共感するためには、それぞれの障がいの特性を具体的に理解することが重要です。議員ご案内の山陽電気鉄道株式会社の啓発ポスターは発達障がいや知的障がいの特性についてイラストを用いて分かりやすくまとめられており、そうしたものも参考に、「心のバリアフリー」が広がるよう、より効果的な広報啓発を工夫してまいりたい、と考えております。

また、障がいへの理解を深めていただくためには、知識を深めると同時に、実際に障がいのある方と触れ合うことも大事だと考えております。伊丹市障害者福祉センターでは、手話や朗読、障がい者スポーツの支援などに関するボランティア養成講座や、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、例年は、障がい児・者の作品展や「手をつなぐ夏の夕べ」、「フェスタ・イン・いたみ」等、障がい者と市民が交流し、お互いに理解し合えるイベントを実施しております。こうした取り組みについても、より多くの人に知っていただき、参加者を増やしていくため、障害者週間に向けて改めて発信する方法を検討して参ります。

次に、「合理的配慮に対する相談内容とその対応について」でございますが、障害者差別解消法では、合理的配慮について、事業者が事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められ

た場合に、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うこと、とされております。障がいの特性に合わせて、対応できる方法を考えていただくことが大事です。

合理的配慮に関する相談件数につきましては、令和2年度は障害福祉課に5件、当事者団体と障害者福祉センターにそれぞれ1件の計7件、今年度は8月末現在で3件となっております。内容といたしましては、視覚障害者の方が店舗でレジに並ぶ際、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一定の距離を取ることが求められたが、前の人との距離を測ることが難しいとの相談や、障害を理由とする入店拒否などがございました。

障害者差別解消法制定の目的は、障害者に対し差別した者を罰することではなく、将来に向けて差別が解消していくように、相互理解を促すことであり、寄せられた相談に対しては、事実関係を確認した上で、事業者・関係者に向けて対応を改善するよう求めています。先に寄せられた事案についても、入店拒否をした店舗には差別的取扱いの禁止について説明し適切な対応を求めたり、レジでトラブルになった案件の店舗にはヘルプマークや視覚障がいの特性についての説明を行い、視覚障がい者に配慮した声かけの実施を求めるなど、案件全てについて、改善に向けた丁寧な対応を行っております。

次に「改正障害者差別解消法の施行までの期間に本市として市民・事業者に対してどのような周知啓発をされるのか」のご質問でございますが、主な改正点は議員ご案内の通り、これまで努力義務となっていた民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となることです。例えば、入り口に段差がある場合にはスロープ等を設置することや、タブレットや手話通訳、筆談、音声ガイドによる情報の保証などに対する配慮が求められるようになります。

そこで、まず現在実施しております「障害者差別解消法を活かそう」というテーマの出前講座を活用し、障害者差別解消法の概要や合理的配慮の具体例を分かりやすく解説し、理解を深めていきたいと考えております。

また、雇用対策協定を締結している兵庫労働局をはじめ、市労働関係部局等と連携して、市内事業者の皆様にも法改正の内容等について知っていただけるよう、効果的な周知啓発の方法について検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

市長付参事米倉康明

私からは、「女性の視点を生かした防災・減災について」及び「個別避難計画について」に関する数点の質問にお答えします。

まず、1点目の防災会議の女性委員の割合についてですが、伊丹市防災会議委員は、伊丹市防災会

議条例により、指定地方行政機関等に対し委員を委嘱するいわゆる外部委員と、市職員のうちから委員を指名する内部委員とで組織すると規定されており、定数は40名となっております。

9月15日現在の委員数は38名で、内訳は外部委員17名、内部委員21名となっており、内4名が女性委員です。女性割合は10.5%となっており、昨年12月に閣議決定された、国の第5次男女共同参画基本計画における防災会議委員の女性割合目標30%には達していません。

条例では職名等の指定はしていませんが、外部委員については各組織の長等が委員に就任している事が多く、また、内部委員については市の部長級職員が委員に指名されており、いわゆる充て職的な選任となっていることが、女性割合が目標値に達していない要因であると考えられます。

委員の任期は2年であり、今年度改選しましたことから、次回の委員選任の機会には充て職によることなく、積極的な女性委員の選任を呼び掛け、女性割合の向上に努めて参りたいと思います。

次に、2点目の女性の視点を生かした地域防災計画についてですが、今までも、防災会議、防災会議幹事会におきまして、女性の視点によるご意見を頂戴し、地域防災計画に反映させて参りました。

具体的には、避難所運営に関する項目において、『女性参画の推進や、年齢、性別等プライバシーに配慮した男女別更衣室、授乳室などのスペースを確保する。また、妊産婦等身体状況に配慮するものとする。』や『男女別トイレの割合を（女：男＝3：1）とし、設置場所は離すよう配慮する。女性用物干し場を設置するよう配慮する。』などであります。

また、昨年度、内閣府男女共同参画局が取りまとめた、『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』を受け、男女共同参画と多様性への配慮や、男女共同参画の視点に立った啓発の項目を追記し、その中で、男女共同参画センターの平常時の防災啓発の役割についても明記いたしました。

このように、地域防災計画につきましては、防災担当部局と男女共同参画担当部局が日頃から関連情報を共有し、毎年度の地域防災計画の見直しにおいて、双方で確認し、必要な内容が盛り込まれるよう管理しております。

今後の課題につきましては、こうして更新される地域防災計画や避難所運営マニュアルが、時代の変化に合わせて、女性をはじめ市民の多様性に応じたより良いものとなることと、実際の災害対応の際に、防災関係機関のみならず、避難や復旧・復興に関わる市民や関係団体、事業者等によって、着実に実行されることであると考えます。そのために、より多くの市民、団体等の参加を得て、総合防災訓練や、参加者一人ひとりが主体的に男女共同参画や多様性について考える機会となる避難所HUG訓練等を行うとともに、そこで得られた市民からの新たな視点や提案を、防災計画等に適切に反映していくことが必要であると考えております。

次に、3点目の災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークについてですが、同ネットワークは、議員ご案内のとおり、特定非営利活動法人全国女性会館協議会が運営する相互支援システムです。

第5次男女共同参画基本計画において、これを活用した、災害時の男女共同参画センター間の共助の円滑化が掲げられ、本年6月に、相互支援促進事業として、内閣府から自治体等に向け、同ネットワークへの登録依頼があり、7月に参加登録したものです。

本市での活用方法としましては、平常時には、同ネットワークの情報共有機能により、男女共同参画の視点からの防災・災害関連情報や、災害時の取組事例等を収集し、災害時に備えて、避難所運営等関連計画の改善や、備蓄品の見直し、市民への啓発等に生かすとともに、災害時には、女性の視点から必要な物資等の支援ニーズ発信や、被災経験のある男女共同参画センターからの助言収集により、復興期に至るまで、女性を効果的に支援する一助としたいと考えております。

次に、「個別避難計画について」のご質問にお答えいたします。

自力避難が困難と考えられる、在宅のひとり暮らしの高齢者や重度の障がい者など、「避難行動要支援者」につきましては、市の介護保険や障害者手帳、難病患者等のデータベースに加え、民生委員が家庭訪問等により実施しております高齢者実態調査の結果に基づいた名簿を作成します。この内、ご本人からの個人情報に関する同意をいただいた方につきましては、地域自治組織等を通じまして名簿の共有を進めており、現在までに16小学校区の地域自治組織等と名簿の管理や取扱いに関する協定を締結し、これに基づき毎年地域の名簿更新を図っています。

こういった状況の中、令和3年5月20日に施行されました、改正災害対策基本法におきまして、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、「個別避難計画の作成」が自治体の努力義務と位置づけられることになりました。

この個別避難計画とは、要支援者お一人おひとりの避難支援に必要な情報、例えばお体やお住まい、ご家族の状況や必要な支援方法、更には避難所までの避難経路、或いは避難所に避難した後に必要となる緊急連絡先や服薬・医療機関等の配慮に必要な情報につきましては、計画をするものとしております。

本市におきましては、令和元年度には兵庫県のモデル事業として実施したこともあり、同年より個別避難計画を作成し、地域にお配りしております。この事務の流れといたしましては、名簿登載者の地域との名簿共有の同意調査をする際に、要支援者に必要な情報をお書きいただき、これに基づき個別のシートを作成、地域の自治会長等と共有しております。そして、地域におきましては、あいさつからはじまり、平時の見守り等を通じまして要支援者と支援者との間で情報の共有を図っていただき

たいとお願いしております。

但しこの制度は、基本的には自治会長をはじめ地域の皆さんのボランティアに依るところが大きく、要支援者と支援者各々の状況等によりましては、お考えや関わりの度合いが大きく異なって参ることが現下の課題であると考えております。

この対応策のひとつとして、日常生活や防災訓練、そして実際の災害時の安否確認等の避難支援に関する具体的な行動の内容を取りまとめました「避難行動要支援者名簿の活用手引き」を作成し、配布を予定しています。

更に、これを一定の水準に上げる為には、要支援者お一人おひとりの状況に詳しい地域の福祉関係者等による地域への参画も必要と考えており、そういった事からも、今後ともより実効的な個別避難計画の充実に向け検討を進めて参りますので、よろしく申し上げます。

里見孝枝議員

二回目は意見要望とさせていただきます。

1点目、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について。

医療的ケア児支援法は医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、健やかな成長を図る事と共にその家族の離職を防止する目的で作られました。

本法律の施行に伴い、各自治体で医療的ケア児支援事業が進められていくことで、これまでは地域によって格差が生じていた支援体制に対して是正が期待される事から、本市の今後の方向性をお聞かせ頂きました。

答弁によりますと、伊丹市では令和2年度より、伊丹市特別支援教育審議会において医療的ケアガイドライン策定に係る部会を設置し検討を重ね、また、小中学校での医療的ケア児の受け入れに備え、同じく令和2年度から特別支援学校のガイドライン等を参考に、総括的な管理体制を整備していくための協議を行って、また、医療的ケア児支援法の成立を受け、本年度からは小中学校の管理体制だけでなく、就学前施設や児童クラブ等も含めた体制整備が必要なため、更に教育委員会事務局の関係課と連携し、教育委員会として体制づくりをして頂いている所と伺いました。先行して準備をしてきていただいている事に大変感謝申し上げます。

同支援法により、自治体が負う責務として保育所・認定こども園・家庭的保育事業・学校園・放課後児童クラブでも医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制を拡充していく必要があります。また、医療的ケア児が家族の付き添いなしで希望する施設に通えるように、看護師等を配置することとなります。

今後さらに人材の確保や体制の整備をするにあたり、現状の把握が不可欠であります。現状把握に努めて頂き、出生直後からの切れ目のない相談支援の充実と、医療的ケア児を育てる当事者家族に必要な情報が提供される啓発をお願いします。

2点目 障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくりをお聞き致しました。

9月5日に8月24日から開催された東京2020パラリンピックが閉幕しました。

パラリンピックでは障がいの種類や程度に応じてクラス分けがされ、公平を保ち挑戦する姿に闘志が伝わってきました。運動機能が失われていても、残っている運動機能を使い限界に挑む勇気、またオリンピアの周りには多くのサポーターが存在し、特別な器具を使い新たな能力が生かされる、パラリンピックは多様性の象徴であり、理念である「共生社会」をめざした取り組みは「心のバリア」を乗り越え勇気と感動を与えて頂きました。

目の前の方の障がいを理解する事で、多くの支援やお手伝いができます。また、お声掛けをすることもできますが、「障がいのある人のことを理解すること」は一目瞭然ではありません。

障がいを理解する為に多くのマークが存在しますが、障がい者に関するマークのほとんどに文字は無く、周囲に理解して頂くには支援する側に知識が必要となります。そのマークの意味がしっかり社会に、多くの支援者に周知されるよう、本市としても取り組んで頂きたいと思えます。

そして、ご答弁にも「心のバリアフリー」が広がるよう、より有効的な広報啓発を工夫して参りたいとあります。是非とも、山陽電気鉄道株式会社の啓発ポスターの様に障がいの特性がイラストで分かりやすくまとまっている物で広報啓発が出来るように、ご検討をよろしくお願いいたします。

3点目 防災・減災について。

まず、女性の視点を生かした防災・減災について。

防災会議の女性委員の割合についてお聞き致しました。現状は38名の委員の内、女性委員は4名、女性割合は10.5%との事でした。

国の第5次男女共同参画基本計画における防災会議委員の女性割合の目標である30%には達していないものの、次回の委員選任の機会には充て職によることなく、積極的な女性委員の選任を呼びかけ、女性割合の向上に努めていかれるとの事でした。

また、防災計画においても男女共同参画と多様性への配慮や男女共同参画の視点に立った啓発の項目を追記されたとあります。毎年度見直しの地域防災計画において、必要な内容が盛り込まれ、さらに避難所開設時には女性の視点到配慮したスペースの確保が出来ます様によりしくお願いいたします。

女性の視点からの防災を地域に根付かせていく事は女性の為だけでなく、弱者となりうる、子ども、高齢者・障がい者など全ての人に通じていくと思えます。

また、男女共同参画センター間の相互支援ネットワークをお聞きいたしました。相互支援ネットワークの情報共有機能を活用し、平時の取り組みとして、男女共同参画の視点からの防災・減災を学べるよう啓発等を生かして頂きたいと思います。

個別避難計画では、個別シートを作成し、地域の自治会長等と共有がなされ、平時より見守りを通して情報共有を図って頂いております。今後も実効的なものとなる様、要支援者と支援者が良好な関係であるためにも、今後配布予定の「避難行動要支援者名簿の活用手引き」を活用して頂ける様をお願いいたします。

また、本年5月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定が行われました。16年版のガイドラインには福祉避難所は主に二次的な避難所と位置付けておりますが、今回のガイドラインは二次避難所ではなく、一般の避難所と同時期に開設すべきものとなっていることから、福祉避難所の負担を軽減する為、事前に避難予定者と福祉避難所をマッチングさせ、直接避難出来るように、新たな支援の在り方が示されております。

本市の地域に即し、市民ニーズを把握して頂き、一般の避難所と同時期に開設に向け調査研究を行って頂きたいと思いますので、何卒宜しくお願い致します。